

## 実施方針の変更箇所に関する新旧対照表

(傍線の部分)は変更箇所

変 更 前 (旧)	変 更 後 (新)
<p>用語の定義</p> <p>構成員 : 入札参加者を構成する全ての企業であり、SPCに出資を行なう企業をいう。</p> <p>基本協定 : 落札者の決定後、事業契約締結に向けて、市と落札者の構成員が締結する協定をいう。</p>	<p>用語の定義</p> <p>構成員 : 入札参加者を<u>構成する企業のうち</u>、SPCに出資を行なう企業をいう。<u>入札参加表明書への明記を求める企業とする。</u></p> <p><u>協力企業</u> : <u>入札参加者を構成する企業のうち、SPCに出資しない企業をいう。SPCから本事業における業務を直接請負又は受託する企業であり、入札参加表明書への明記を求める企業とする。</u></p> <p>基本協定 : 落札者の決定後、事業契約締結に向けて、市と落札者の構成員<u>及び協力企業</u>が締結する協定をいう。</p>
<p>第1 特定事業に関する事項</p> <p>1 事業内容に関する事項</p> <p>(6) 事業スケジュール</p> <p>ア 設計・建設期間：平成31年4月～平成35年3月(試運転期間を含む)</p> <p>イ 運営期間：平成35年4月～平成50年3月(15年間)</p> <p>(8)業務範囲</p> <p>イ 市の業務</p> <p>(9) 事業者の収入</p> <p>本事業における事業者の収入は、以下のサービス購入料とする。なお、詳細については入札公告時に示す。</p>	<p>1 事業内容に関する事項</p> <p>(6) 事業スケジュール</p> <p>ア 設計・建設期間：平成<u>32</u>年4月～平成<u>36</u>年3月(試運転期間を含む)</p> <p>イ 運営期間：平成<u>36</u>年4月～平成<u>51</u>年3月(15年間)</p> <p>(8)業務範囲</p> <p>イ 市の業務</p> <p><u>※ 売電に関する事務手続きの所掌については、入札説明書等に示す。</u></p> <p>(9) 事業者の収入</p> <p>本事業における事業者の収入は、以下のサービス購入料とする。なお、<u>売電による収入の扱いなどを含め、</u>詳細については入札公告時に示す。</p>

<p>第2 事業者の募集及び選定に関する事項</p>	
<p>2 事業者の募集及び選定の手順</p> <p>(1) 募集及び選定スケジュール（想定）</p> <p>(2) 応募手続き等</p> <p>ア 実施方針に関する質問・意見の受付</p> <p>(ア) 受付期間 平成30年1月19日（金）～平成30年1月25日（木）</p> <p>イ 実施方針に関する質問・意見の回答 提出された実施方針に関する質問・意見に対する回答は、平成30年2月16日（金）までに下記の長岡市ホームページで公表する。</p> <p>エ 入札公告及び入札説明書等の公表 実施方針に関する質問・意見に対する回答を踏まえて、入札説明書等を公表する。 入札説明書等の公表以降の手続きについては、入札説明書にて示す。</p>	<p>2 事業者の募集及び選定の手順</p> <p>(1) 募集及び選定スケジュール（想定） <u>別添1 事業者の募集及び選定スケジュール（想定）のとおり</u></p> <p>(2) 応募手続き等</p> <p>ア 実施方針 <u>(変更)</u> に関する質問・意見の受付</p> <p>(ア) 受付期間 平成 <u>31</u>年 <u>1</u>月 <u>15</u>日（<u>火</u>）～平成 <u>31</u>年 <u>2</u>月 <u>8</u>日（<u>金</u>）</p> <p>イ 実施方針 <u>(変更)</u> に関する質問・意見の回答 提出された実施方針 <u>(変更)</u> に関する質問・意見に対する回答は、平成 <u>31</u>年 <u>3</u>月 <u>1</u>日（<u>金</u>）までに下記の長岡市ホームページで公表する。</p> <p>エ 入札公告及び入札説明書等の公表 実施方針 <u>(変更)</u> に関する質問・意見に対する回答を踏まえて、入札説明書等を公表する。 入札説明書等の公表以降の手続きについては、入札説明書にて示す。</p>

3 入札参加者の入札参加資格等

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者は、「建屋の設計企業」、「建屋の建設企業」、「熱回収施設プラントの設計・建設企業（設計業務及び建設業務を実施する企業は同一）」、「不燃・粗大ごみ処理施設プラントの設計・建設企業（設計業務及び建設業務を実施する企業は同一）」、「工事監理企業」及び「運営企業」で構成される。なお、各企業について、同一の企業が担うことも可能とする。

イ 入札参加者を構成する全ての構成員はSPCに出資するものとし、構成員以外のものが出資することは認めない。なお、SPCに出資する全ての企業は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有し続けるものとし、市の事前の承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。ただし、工事監理企業については、SPCに出資をしないことも可能とする。

ウ 本事業を実施することと選定された入札参加者は、仮契約締結までに本事業を実施するSPCを、会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社として長岡市内に設立する。

カ 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員として重複して参加することはできないものとする。

キ 契約の締結に至らなかった入札参加者の構成員は、SPCの構成員になることはできないものとする。

3 入札参加者の入札参加資格等

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者は、「建屋の設計企業」、「建屋の建設企業」、「熱回収施設プラントの設計・建設企業（設計業務及び建設業務を実施する企業は同一）」、「不燃・粗大ごみ処理施設プラントの設計・建設企業（設計業務及び建設業務を実施する企業は同一）」、「工事監理企業」及び「運営企業」で構成される企業グループとする。なお、各企業について、同一の企業が担うことも可能とする。

イ 入札参加者を構成する全ての構成員はSPCに出資するものとし、構成員以外のものが出資することは認めない。なお、構成員は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有し続けるものとし、市の事前の承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。ただし、建屋の設計企業、建屋の建設企業及び工事監理企業については、SPCに出資をしない協力企業とすることも可能とする。

ウ 落札者は、仮契約締結までに本事業を実施するSPCを、会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社として長岡市内に設立する。

カ 入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員又は協力企業として重複して参加することはできないものとする。ただし、市がSPCとの事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成員及び協力企業が、本事業へ協力することは妨げない。

キ 契約の締結に至らなかった入札参加者の構成員及び協力企業は、市が事業契約を締結したSPCの構成員又は協力企業になることはできないものとする。

<p>ク 入札参加者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うものとする。</p> <p>(2) 入札参加者の資格要件</p> <p>ウ 建屋の設計企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、複数者で参加する場合は、全ての者が全ての要件を満たしていること。</p> <p>(イ) 入札参加表明書の提出日に市の平成30年度入札参加資格者名簿において建築関係建設コンサルタントの建築一般の業種登録がなされていること。</p> <p>エ 建屋の建設企業は、次の要件を全て満たしていること。複数者で参加する場合は、全ての者が(ア)及び(イ)を満たし、いずれかの者が(ウ)を満たしていること。</p> <p>オ 熱回収施設プラントの設計・建設企業は、次の要件を満たしていること。なお、複数者で参加する場合は、全ての者が全ての要件を満たしていること。</p> <p>(エ) 以下の全ての要件に該当する地方公共団体の一般廃棄物処理施設(ストーカ炉施設)の元請としての設計・建設実績を2件以上有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボイラータービン発電設備を有する施設</li> <li>・施設規模 82t/日以上施設</li> <li>・平成14年度以降に竣工した施設</li> </ul> <p>カ 不燃・粗大ごみ処理施設プラントの設計・建設企業は、次の要件を満たしていること。なお、複数者で参加する場合は、全ての者が全ての要件を満たしていること。</p>	<p>ク 入札参加者の構成員及び協力企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うものとする。</p> <p>(2) 入札参加者の資格要件</p> <p>ウ 建屋の設計企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、複数者で参加する場合は、<u>いずれかの1者</u>が全ての要件を満たしていること。</p> <p>(イ) 入札参加表明書の提出日に市の平成31年度入札参加資格者名簿において建築関係建設コンサルタントの建築一般の業種登録がなされていること。</p> <p><u>注) 以降、「平成30年度」を「平成31年度」に読み替える。</u></p> <p>エ 建屋の建設企業は、次の要件を全て満たしていること。複数者で参加する場合は、全ての者が(ア)及び(イ)を満たし、いずれかの<u>1者</u>が(ウ)を満たしていること。</p> <p>オ 熱回収施設プラントの設計・建設企業は、次の要件を満たしていること。なお、複数者で参加する場合は、<u>全ての者が(ア)を満たし、いずれかの1者が(イ)から(エ)の全ての要件を満たしていること。</u></p> <p>(エ) 以下の全ての要件に該当する地方公共団体の一般廃棄物処理施設(ストーカ炉施設)の<u>元請としての設計・建設実績を有すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボイラータービン発電設備を有する施設</li> <li>・施設規模 82t/日以上施設</li> <li>・平成14年度以降に竣工した施設</li> </ul> <p>カ 不燃・粗大ごみ処理施設プラントの設計・建設企業は、次の要件を満たしていること。なお、複数者で参加する場合は、<u>全ての者が(ア)を満たし、いずれかの1者が(イ)から(エ)の全ての要件を満たしていること。</u></p>
--	--

<p>キ 工事監理企業は、次の要件をすべて満たしていること。</p> <p>(ア) 建屋の工事監理企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、複数者で参加する場合は、全ての者が全ての要件を満たしていること。</p> <p>(イ) 熱回収施設プラント及び不燃・粗大ごみ処理施設プラントの工事監理企業は、入札参加表明書の提出日に市の平成 30 年度入札参加資格者名簿において建設コンサルタントの廃棄物の業種登録がなされていること。なお、複数者で参加する場合は、全ての者が全ての要件を満たしていること。</p> <p>ク 運営企業は、次の要件を全て満たしていること。</p> <p>(ア) 熱回収施設の運営を行う企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、複数者で参加する場合は、全ての者が a から d を満たし、いずれかの者が e を満たしていること。</p> <p>b 運営企業のうち運転管理業務を実施する者は、以下の全ての要件に該当する地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ストーカ炉）の運転管理実績を 2 件以上有すること。</p> <p>(イ) 不燃・粗大ごみ処理施設の運営を行う企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、複数者で参加する場合は、全ての者が a から d を満たし、いずれかの者が e を満たしていること。</p> <p>b 運営企業のうち運転管理業務を実施する者は、以下の全ての要件に該当する地方公共団体の一般廃棄物処理施設の運転管理実績を 2 件以上有すること。</p>	<p>キ 工事監理企業は、次の要件を全て満たしていること。</p> <p>(ア) 建屋の工事監理企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、複数者で参加する場合は、<u>いずれかの 1 者</u>が全ての要件を満たしていること。</p> <p>(イ) 熱回収施設プラント及び不燃・粗大ごみ処理施設プラントの工事監理企業は、入札参加表明書の提出日に市の平成 <u>31</u> 年度入札参加資格者名簿において建設コンサルタントの廃棄物の業種登録がなされていること。なお、複数者で参加する場合は、<u>いずれかの 1 者が要件</u>を満たしていること。</p> <p>ク 運営企業は、次の要件を全て満たしていること。</p> <p>(ア) 熱回収施設の運営を行う企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、複数者で参加する場合は、全ての者が a から d を満たし、いずれかの <u>1 者</u>が e を満たしていること。</p> <p>b 運営企業のうち運転管理業務を実施する者は、以下の全ての要件に該当する地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ストーカ炉）の<u>運転管理実績を有すること</u>。</p> <p>(イ) 不燃・粗大ごみ処理施設の運営を行う企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、複数者で参加する場合は、全ての者が a から d を満たし、いずれかの <u>1 者</u>が e を満たしていること。</p> <p>b 運営企業のうち運転管理業務を実施する者は、以下の全ての要件に該当する地方公共団体の一般廃棄物処理施設の<u>運転管理実績を有すること</u>。</p>
--	---

<p>(3) 入札参加者の制限</p> <p>入札参加表明書、入札参加資格申請書類の提出日において、次に該当する者は、入札参加者の構成員になることはできないものとする。なお、入札参加表明書、入札参加資格申請書類提出後においても構成員が以下に該当することとなった場合、市は当該入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>4 入札参加に係る提出書類</p> <p>(1) 入札参加資格申請書類</p> <p>ア 入札参加表明書</p> <p>イ 構成員表</p> <p>ウ 会社概要及び決算報告書（全社分）</p>	<p>(3) 入札参加者の制限</p> <p>入札参加表明書、入札参加資格申請書類の提出日において、次に該当する者は、入札参加者の構成員及び協力企業になることはできないものとする。なお、入札参加表明書、入札参加資格申請書類提出後においても構成員及び協力企業が以下に該当することとなった場合、市は当該入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>4 入札参加に係る提出書類</p> <p>(1) 入札参加資格申請書類</p> <p>ア 入札参加表明書</p> <p>イ <u>グループ構成表</u></p> <p>ウ 会社概要及び決算報告書（全社分）</p>
<p>第4 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項</p>	
<p>2 施設整備の概要</p> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理・計量棟</li> <li>・駐車場</li> <li>・洗車場</li> <li>・ストックヤード</li> <li>・車庫棟 等</li> </ul>	<p>2 施設整備の概要</p> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理・計量棟</li> <li>・駐車場</li> <li>・洗車場</li> <li>・ストックヤード <u>等</u></li> </ul>
<p>別紙2 事業スキーム図（イメージ）</p>	<p><u>別紙2 事業スキーム図（イメージ）</u></p> <p><u>別添2 事業スキーム図のとおり</u></p>

別添 1

事業者の募集及び選定スケジュール（想定）

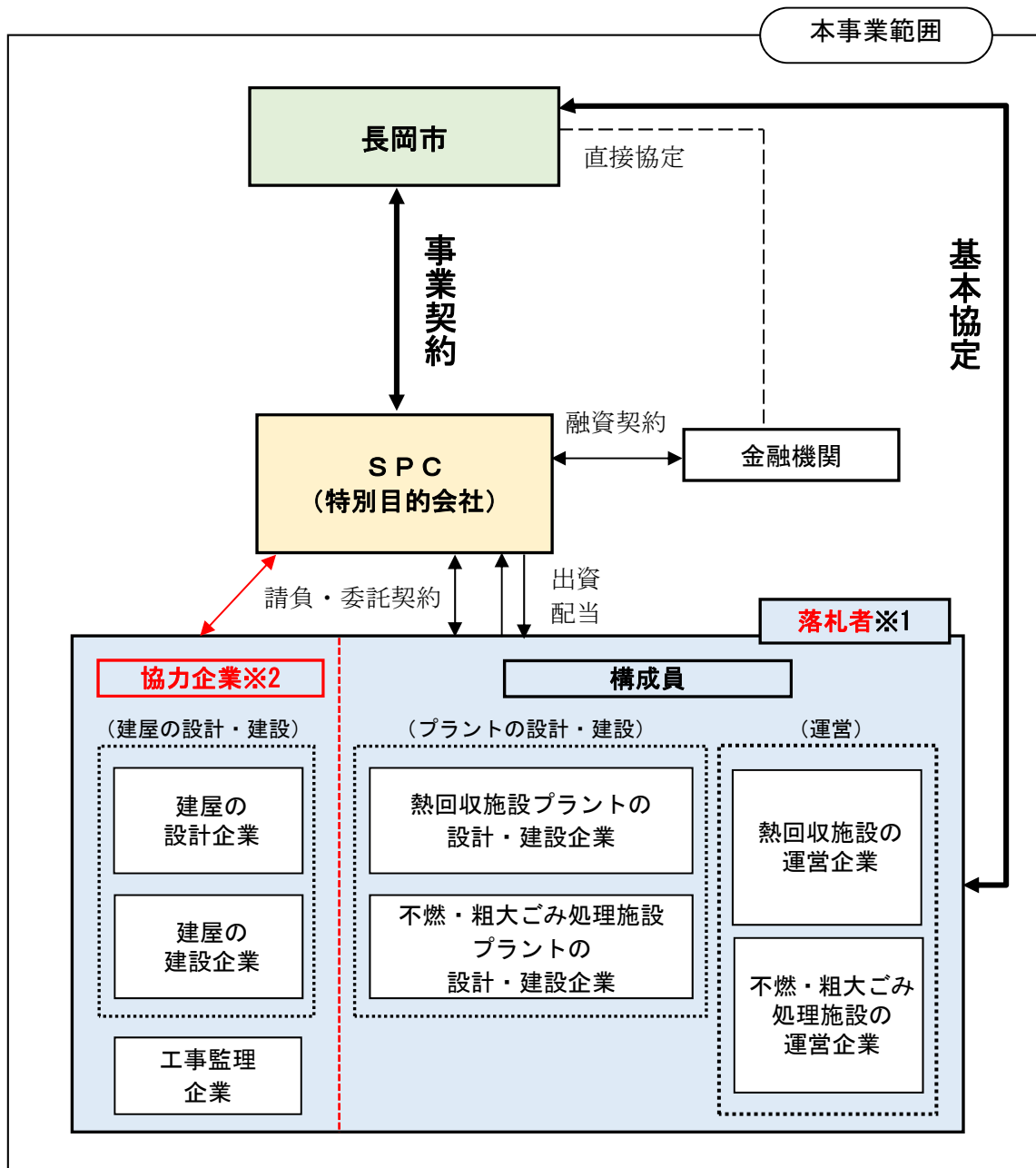
日 時	内 容
平成 29 年 12 月 26 日（火）	実施方針の公表 <u>（実施済）</u>
平成 30 年 1 月 19 日（金） ～ 1 月 25 日（木）	実施方針に関する質問・意見の受付 <u>（実施済）</u>
平成 30 年 2 月 16 日（金）	実施方針に関する質問に対する回答 <u>（実施済）</u>
平成 30 年 3 月 5 日（月）	<u>実施方針（変更）の公表</u> 、特定事業の選定・公表 <u>（実施済）</u>
平成 30 年 4 月 24 日（火）	入札公告及び入札説明書等の公表 <u>（実施済）</u>
平成 30 年 9 月 19 日（水）	入札書類（入札書・提案書等）の受付・開札 <u>（取止め）</u> ※
<u>平成 31 年 1 月 15 日（火）</u>	実施方針 <u>（変更）</u> の公表
<u>平成 31 年 1 月 15 日（火）</u> ～ <u>2 月 8 日（金）</u>	実施方針 <u>（変更）</u> に関する質問・意見の受付
<u>平成 31 年 3 月 1 日（金）</u>	実施方針 <u>（変更）</u> に関する質問に対する回答
<u>平成 31 年 4 月中旬</u>	入札公告及び入札説明書等の公表
<u>平成 31 年 5 月上旬</u>	入札説明書等に関する現地見学会
<u>平成 31 年 5 月下旬</u>	入札説明書等に関する質問の受付（第 1 回）
<u>平成 31 年 6 月下旬</u>	入札説明書等に関する質問の回答（第 1 回）
<u>平成 31 年 7 月上旬</u>	入札参加表明書、入札参加資格申請書類の受付
<u>平成 31 年 7 月中旬</u>	入札参加資格審査結果通知
<u>平成 31 年 7 月下旬</u>	入札説明書等に関する質問の受付（第 2 回）
<u>平成 31 年 8 月中旬</u>	入札説明書等に関する質問の回答（第 2 回）
<u>平成 31 年 9 月</u>	入札書類（入札書・提案書等）の受付・ <u>開札</u>
<u>平成 31 年 12 月</u>	<u>提案書に関するプレゼンテーション・ヒアリング</u>
<u>平成 31 年 12 月</u>	落札者の選定・公表
<u>平成 31 年 12 月</u>	基本協定の締結
<u>平成 32 年 2 月</u>	仮契約締結
<u>平成 32 年 3 月</u>	事業契約締結

※ 取止め理由：入札の結果、予定価格に達した者がいなかったため。

## 別添2 事業スキーム図（イメージ）

事業スキーム図はイメージであり、各企業は第2「3 入札参加者の入札参加資格等」を満たしていることが条件となる。

各企業について、同一の企業が担うことも、複数者で担うことも可能とする。



※1 落札者は、市から選定された入札参加者のことをいう。

※2 建屋の設計企業、建屋の建設企業及び工事監理企業については、SPC に出資をする構成員とすることも可能とする。